

2008年1月22日

新風舎破産管財人弁護士
川島英明 様

共同出版・自費出版の被害をなくす会
代表 松田まゆみ

新風舎の著者への保護措置に関する要望書

私たち「共同出版・自費出版の被害をなくす会」は、書店販売を掲げた共同出版などと称する商行為による被害をなくすことを目的に活動している NGO です。

このたび株式会社新風舎が破産手続きに入り、貴殿が破産管財人となるとの報道がありました。

新風舎が破産した場合は、制作途中の著者に大きな被害が生じるとともに、倉庫に保管されている在庫書籍が断裁処分される可能性が高いと思われます。

新風舎は、費用の分担を謳いながら実際には会社の利益まで上乗せした費用を請求して著者を顧客にするという、詐欺的な商法を続けてきました。契約上は著者と出版社の双方が費用分担する条件での商業出版といえますが、その実態は全ての費用とリスクを著者が負担する自費出版と変わらないものです。契約内容と実態が異なる矛盾した商法です。

大きな新聞広告と数々のコンテストで作品を募集し、著者を錯誤させる勧誘手法は数々の批判を浴びてきましたが、新風舎は批判を省みることなく事業規模を拡大し、自転車操業に陥りました。このような放漫経営を続けたことが破産の原因といえます。

錯誤させられて契約した著者は、金銭的被害のみならず、精神的な苦痛を受けています。このようなことを鑑み、当会は破産管財人である貴殿に以下の要望をいたします。

1. 制作途中の著者への扱いに対する要望

制作途中の著者の中にはすでに十分な制作費用を支払っている方が多数います。このまま破産した場合、支払い済みの費用は戻らず、引渡し分の書籍の入手や販売予定の書籍の流通も実現できなくなります。したがって、著者にこれ以上の残金の支払を求めず、希望する著者には入稿した原稿や編集済みあるいは編集途中のデータなどを無償で引き渡すことを求めます。

2. 在庫書籍の扱いに対する要望

倉庫にある在庫書籍は、著者が約束以上の多額の費用を支払って制作された出版物で、著者にとっては大切な本です。しかし破産確定によって断裁処分される可能性が高くなりました。

著者には1月末を期限に定価の40パーセントの価格で買い取りを求める文書が送付され、21日には新風舎のホームページ上で2月末を期限として20パーセントへと修正された価格が提示されました。しかし、販売が不可能といえる状況下で費用負担を求めるのは非常識です。

著者は新風舎の不当な請求により会社の利益を含む多額の費用を支払っていること、引き取りを希望している著者がいること、断裁に費用がかかること、書店流通の可能性が絶たれ契約が不履行になっていること、破産は新風舎の詐欺的商法と放漫な経営によってもたらされたこと、著者に精神的苦痛を与えたことなどから、希望する著者には在庫書籍を無償で引き渡すことを求めます。

なお、本要望書は当会のサイト <http://nakusukai.exblog.jp/> に掲載いたしますことを申し添えます。